

平成25年度における温室効果ガス等の排出の削減に 配慮した契約の締結実績の概要

平成26年6月30日
独立行政法人
国立大学財務・経営センター

国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号。以下「環境配慮契約法」という。）第8条第1項の規定に基づき、平成25年度における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の締結実績の概要を取りまとめたので、公表する。

1. 平成25年度の経緯

環境配慮契約法及び国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針（平成19年12月7日閣議決定。以下「基本方針」という。）に基づき、可能なものから温室効果ガス等の削減に配慮した契約（以下「環境配慮契約」という。）を締結するための取組を推進した。

2. 環境配慮契約の締結状況

基本方針で環境配慮契約の具体的な方法が定められている電気の供給を受ける契約、自動車の購入に係る契約、省エネルギー改修事業に係る契約及び建築物の設計に係る契約について、平成25年度においては該当がなかった。

3. その他の環境配慮契約に係る事項

- 環境配慮契約を推進するための独立行政法人国立大学財務・経営センターにおける体制として、環境物品等の調達に関する基本方針に基づき設置された「グリーン調達のための連絡会議」を引き続き活用することとした。
- 環境配慮契約の普及及び啓発を図るため、環境配慮契約法及び基本方針に関する説明会へ参加し、センター内において周知を行った。